北海道寿都郡寿都町条例制定請求書様式 (第九条関係)

北海道寿都郡寿都町条例制定請求書

寿都町における特定放射性廃棄物最終処分施設建設地選定に関する文献調査への応募に関 する住民投票条例制定請求の要旨

一 請求の要旨(千字以内)

令和2年8月13日、片岡春雄寿都町長が、特定放射性廃棄物最終処分施設建設地選定に関する文献調査(以下「高レベル放射性廃棄物最終処分施設建設地選定の文献調査」という。) への応募を検討していることが新聞報道によって明らかとなり、その後、議会議員や各産業団体への説明会、町民説明会などが行われてきたが、令和2年10月1日現在、町民の賛否の意見の集約は行われていない。

高レベル放射性廃棄物が無毒化される期間は10万年と言われ、人間の一生に比べて、あまりにも長い。文献調査がただちに高レベル放射性廃棄物最終処分場の建設に結びつくわけではないとされるものの、その可能性を開く一歩となることは間違いない。文献調査に応募することになれば、町行政や町民の生活は大きく影響されることになるにもかかわらず、現在、行われている説明会においては、住民投票の実施は否定されており、町長の判断に資する町民の意見集約方法が不明のままである。

私は、町民の一人ひとりとして、高レベル放射性廃棄物最終処分場選定の文献調査への応募にあたっては、全町民の賛否を問い、町長はその過半数を占めた結果を尊重しなければならないと考える。そのため、寿都町における特定放射性廃棄物最終処分施設建設地選定に関する文献調査への応募に関する住民投票条例制定を請求する。

二 請求代表者

住所:

氏名: (自署) 印

生年月日:

性別:

上のとおり地方自治法第七十四条第一項の規定により別紙条例案を添えて条例の制定を請求いたします。

令和 2 年 10 月 23 日

北海道寿都郡寿都町長 片岡春雄 殿

備考

- 一 本証明書又はその写は北海道寿都郡寿都町条例制定請求者署名簿ごとにつづり込むものとすること。
- 二 氏名は自著(盲人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。)すること。